個人番号の確認に必要な書類等について

個人番号を取得する際には、正しい番号であることの確認（番号確認）及び手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行うことが必要とされています。

必要書類等

１　保護者本人が提出する場合

次の(1)又は(2)の**いずれか**の**提示**

(1) 個人番号カード

(2) 以下の２点

① 個人番号が記載された住民票の写し（住民票記載事項証明書でも可）

② 官公庁発行の顔写真付きの本人確認書類（運転免許証等）

２　保護者以外の代理人が提出する場合

次の(3)及び(4)の**提示**、(5)の**提出**

(3) 保護者について１(1)又は(2)のいずれか

(4) 代理人の官公庁発行の顔写真つきの本人確認書類（運転免許証等）

(5) 委任状

※「顔写真付きの本人確認書類」がない場合は「介護保険証、年金手帳、年金証書、納税通知書等」のうち２点の提示が必要です。

※世帯員のマイナンバーは保護者が番号確認し記入してください。(提示する書類はありません。)

委　任　状

※必ず保護者本人が全て自署し、押印してください。

代理人　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　生年月日＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

私は、上記の者に、子どものための教育・保育給付支給認定の申請及び変更届の提出に係る権限を委任します。

委任者　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　　生年月日＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

子どものための教育・保育給付の支給に関する

マイナンバー（個人番号）の利用について

【マイナンバー取得の根拠】

子ども・子育て支援法施行規則の規定により、教育・保育給付認定申請書には保護者及び申請に係る児童のマイナンバーの記入が必要とされています。

また、利用者負担額（保育料）決定の際、児童の世帯員の市民税課税情報等が必要となるため、あらかじめ世帯員のマイナンバーの記入をお願いしています。

【利用の範囲】

マイナンバーを利用するのは、北上市子育て支援課です。

法律により、マイナンバーを利用できる事務は、「教育・保育給付認定に関する事務」などに限定されています。

北上市では、国の基準よりも副食費の免除の基準を一部拡大しているため、「副食費の補助または減免に関する事務」について、「北上市行政手続における個人番号の利用等条例」に定めるところにより、マイナンバーを利用します。

また、マイナンバーにより照会できる情報は、所得や課税の状況、生活保護の実施状況など、利用する事務の種類ごとに限定されています。

【利用の効果】

マイナンバーを利用することにより、申請に係る添付書類の一部を省略できるようになります。

【マイナンバーの管理について】

北上市子育て支援課は「個人番号利用事務実施者（自らの業務でマイナンバーを利用する者）」として、教育・保育施設の事業者は「個人番号関係事務実施者（個人番号を記載した書面の提出などを行う者）」として、法律に定められた管理義務が課せられています。

【マイナンバー記載のない申請書について】

マイナンバー記載のない申請書も受付します。マイナンバーの記載がないことにより、必要な情報が不足する場合には、保護者に対し照会や連絡をすることがあります。

担　当　北上市健康こども部
　　子育て支援課保育係
連絡先　0197-72-8260（直通）

【令和９年度申請保護者用】